



第2編

障がい者基本計画

施策の体系

基本理念

だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条

基本方針	施策展開
1. 啓発・広報の推進	(1) 啓発活動の推進 (2) 情報提供の充実 (3) 交流機会の拡大 (4) 福祉教育の推進 (5) 地域福祉の推進
2. 保健・医療の充実	(1) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進 (2) 心と体の健康づくりの推進 (3) 適切な保健・療育体制の充実
3. 教育・育成の充実	(1) 特別支援教育の推進 (2) 保育・教育環境の充実
4. 雇用・就業の確保	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進
5. 生活支援サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅生活への支援の充実 (3) 日中活動への支援の充実 (4) 居住の場への支援の充実
6. 生活環境の整備・充実	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 円滑なコミュニケーションの支援 (3) 生活安全対策の推進
7. 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	(1) 学習・スポーツ活動への参加の促進 (2) 団体活動とまちづくり活動の推進
8. 差別の解消、権利擁護の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進

第1章 啓発・広報の推進

1. 啓発活動の推進

現状と課題

- 障がい者が安心して暮らせる地域づくりには、障がいや障がい者に対する理解の促進が不可欠です。そのために、市内小学校から障がい者福祉やボランティアに関する標語を募集し、優秀作品に対する表彰、横断幕の掲示を行うことで市民啓発を推進しています。

市内障がい者団体に委託している事業の一環で市内の美化活動として障害者支援施設等での清掃等に障がい者が積極的に参加するなど、地元自治会や老人クラブ等との交流による障がい者福祉の輪が市民に広がっています。

各障害者福祉施設、地域活動支援センター及び障がい者団体によるセミナーの開催や地域の文化祭等の行事参加等、障がい者福祉の啓発に努めています。

- 愛媛県と連携し、平成28年から障がい者が緊急時に提示して必要な支援内容等を伝える「ヘルプカード」を導入し、平成29年からは日常においてかばん等に着用して周囲の人に配慮を求める「ヘルプマーク」を導入しています。

施策展開の方向

- ◆ 市民との交流や各種団体との連携等、あらゆる機会を通して啓発活動に努め、障がいや障がい者に対する理解を一層深めます。

- ◆ 今後も市民に向けて、ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発を行います。

2. 情報提供の充実

現状と課題

- 生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、的確な情報提供を推進するための環境を整備することが求められています。
市では、広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアの活用はもとより、事業者・団体等の定期刊行物による情報提供を推進しています。また、視覚障がい者への対応として、関係団体の協力を得ながら、広報紙の点訳・朗読を行っています。
西条市社会福祉協議会では、「社協だより」を発行し、各行事や社協事業等の報告・紹介・説明等を掲載し、社協活動に対する理解を得るとともに、様々な福祉サービスの情報提供を行っています。
- 市では、意思疎通支援事業として、聴覚、音声・言語機能等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に手話通訳者を常駐させるとともに、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。
- 障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた西条市障害者福祉施設マップの作成・配布を毎年行っています。

施策展開の方向

- ◆ 広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアを活用し、障がい者に対して必要な情報の提供に努めます。
- ◆ 今後も聴覚障がい及び音声・言語機能障がいのある人のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、市窓口等で相談・手続きの際に必要な手話通訳者を配置します。
- ◆ 今後も障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた、西条市障害者福祉施設マップの作成・配布を行います。

3. 交流機会の拡大

現状と課題

- 小中学校の児童生徒が障がい者施設での奉仕活動や慰問活動を行っています。また、学校の文化祭において障がい者施設がバザーに参加するなど、積極的な交流を行っています。
- 障がい者と市民の交流の場として、西条市障害者団体連合会による「障がい者福祉のつどい」、「ふれあいの運動会」、西条市社会福祉協議会による「福祉フェスティバル」等を開催しています。

施策展開の方向

- ◆ 市内各小中学校における活動を通じて、人権意識の醸成や福祉教育の推進を目的とした交流事業を継続して実施します。
- ◆ 障がい者と地域住民との交流の機会を通じて、生きがいのある生活を送れるよう、参加しやすい体制づくりに努めます。また、感染症対策の支援を行います。

4. 福祉教育の推進

現状と課題

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶ学校づくりや、福祉の心を育てていくことが重要な課題といえます。
学校教育においては、「総合的な学習の時間」に福祉教育を位置づけ、地域にある障害者支援施設等との交流を積極的に推進しています。また、授業の中で手話や点訳等の体験学習を取り入れている学校もあります。
- 西条市社会福祉協議会では、市内小中高校を福祉協力校として指定し、児童生徒が福祉活動への理解と関心を深めるための取り組みを推進しています。

施策展開の方向

- ◆ 学校教育の場では各学校の主体性を尊重しつつ、子どもたちが相互に認めあえる仲間づくりを進め、障がいを理解できるよう、より充実した福祉教育の推進に取り組みます。
- ◆ 西条市社会福祉協議会において、福祉のまちづくりに向けた実践力、参画力を養う本格的な学習課外活動を行うとともに、車いすや補聴器等、体験学習関連用具についても整備拡充を行います。

5. 地域福祉の推進

現状と課題

- 障がい者が生き生きとした生活を送るためには、地域住民、自治会、民生委員、事業所、ボランティア、行政が一体となった地域福祉の推進が不可欠です。
地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。
市では、ボランティアの充実を図るため、市内のボランティア団体に対して活動助成を実施しています。また、必要な知識の習得、リーダーの養成等に必要な講座を開催しています。

施策展開の方向

- ◆ 西条市社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携しながら、これまで以上に幅広い活動と様々な個人・団体との連携・協働を推進します。

第2章 保健・医療の充実

1. 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

現状と課題

- 障がい者が身近な地域において、健やかで心豊かに暮らすためには、適切な保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けられるようにすることが重要です。
障がいの原因となる疾病や発症時期は様々であり、また障がいの種類、程度等についても個々に異なるため、障がい者が健康的な日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの状態に応じて必要な時に必要な支援が、総合的かつ継続的に受けられるシステムづくりが求められています。そのためには、専門機関と連携しながら、対象者に必要な医療・サービスをつなげていく必要があります。
- 精神通院医療、人工透析・心臓手術等の更生医療、身体障がい児の育成医療等の自立支援医療を実施しています。また、重度心身障がい者医療等による医療費助成を行っています。

施策展開の方向

- ◆ 地域にある様々な医療機関の連携を図るとともに、県や医師会等への働きかけによる広域連携の推進や専門医、かかりつけ医の確保に努めます。さらに、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療、訓練の一貫した体制の整備に努めます。
- ◆ 自立支援医療費制度や重度心身障がい者医療費助成制度による医療費支援により、引き続き障がい者が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

2. 心と体の健康づくりの推進

現状と課題

- 在宅障がい者の医療相談、療育相談（難病医療相談事業）、地域リハビリテーション支援体制整備事業、精神障がい者の相談会（精神保健事業、家族会）等を活用し、障がい者の健康づくりに対するきめ細かな支援を実施しています。
- 障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療・療育やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援すること等の役割があります。いずれも、様々な障がいや病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。
- 精神疾患を有する患者数は急増しており、心の健康についての対策は一層強化が求められています。特に、いわゆる引きこもりが常態化しているために支援できていない人に対しては、心のケアに適切に対応できる医療環境や相談支援体制の整備を図る必要があります。

施策展開の方向

- ◆ 健康づくりについての普及啓発や相談対応等の充実を図ります。
- ◆ 中途障がいの原因となっている生活習慣病の重症化の予防や、成人・老人保健対策においても、一次予防に重点を置いた取り組みを進めます。
- ◆ 不安、ストレス等のメンタルヘルス対策を推進するとともに、心の不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。

3. 適切な保健・療育体制の充実

現状と課題

- 乳幼児期における発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見、保護者への育児支援を目的とした乳幼児健診・相談等を実施しています。
- 障がいのある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、医療機関や保育所等といった子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題も出ているため、より身近で相談しやすい窓口やきっかけづくりが必要です。そのため、ウイングサポートセンターによる相談支援、教育支援、研修会・講演会等を実施しています。
未就学児童については、「就学前児童ことばの教室開催事業」として、幼児健診において言葉の発達の遅れ等が懸念される幼児に対し、早期の療育を促しています。
- 発達に不安のある未就学児については、市が運営しているかがやき園において、一人ひとりにあった個別指導計画のもと、発達年齢や特性に応じた療育訓練やリハビリ訓練等を行っており、団体活動や日常生活動作等を学んでいます。
- 人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下、「医療的ケア児」という。）や重症心身障がい児が利用できる医療、障がい福祉施設等が不足しており、家族の身体的・経済的な負担になっている状況にあります。
関連分野の支援を総合調整するコーディネーターは未配置のため、今後検討が必要です。
- 行政、相談支援事業所、関係機関が連携を図りながら、個別に必要な支援を実施しています。また、未就学の障がい児に対する個別・集団による指導訓練等の療育支援を行う児童発達支援、発達段階に応じて生活能力向上のための訓練等を行う保育所等訪問指導の実施、就学児童に対する放課後等デイサービス等、適切な支援を実施しています。
- 平成31年4月に西条市社会福祉協議会が児童発達支援センター「ひまわり」を開設し、専門的療育指導による児童発達支援、保育所等訪問支援を実施しています。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については西条市社会福祉協議会の児童発達支援センター「ひまわり」と社会福祉法人あおい会の「かなで」が保育所等訪問支援を実施しており、保育・教育機関等との連携を図り、サービスの充実に努めています。

-
-
- 社会福祉法人同心会が重症心身障がい児（者）を対象とした多機能型重症心身障がい児（者）施設「ピッコロ」を令和3年4月に開設する予定です。
 - 西条市障がい者自立支援協議会の子ども部会において、今後、医療的ケア児支援に係る協議を実施していく予定となっています。
-
-

施策展開の方向

- ◆ 妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査、家庭訪問、健康教育・相談等、母子保健事業の充実に努めます。
 - ◆ 発達の遅れや障がい等の心配がある子どもについては、専門療育機関での適切な訓練・療育、相談につながるよう、専門的な療育・医療機関と連携し、指導や助言等のサポートを継続しながら、早期発見、早期支援に努めます。
 - ◆ 児童発達支援かがやき園においては、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供し、支援体制の強化を図ります。
 - ◆ 医療的ケア児や重症心身障がい児が、適切な訪問診療や看護・リハビリ、福祉サービスが受けられるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、支援体制の整備に取り組みます。
 - ◆ 障がい児についての情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援することで、在宅支援の充実に努めます。
 - ◆ 医療的ケア児支援の協議の場において、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育・教育等の各関連分野の支援が連携して受けられるよう、関係機関と情報の共有や支援の在り方について協議し、必要な支援の充実に努めます。
-
-

第3章 教育・育成の充実

1. 特別支援教育の推進

現状と課題

- 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に保育・教育や療育を行うとともに、発達障がいや難病、医療的ケア児等、教育・療育に特別なニーズのある子どもについて適切に対応することが必要です。
- 特別支援学級児童生徒の野外活動や児童生徒相互の交流を深めることや、社会生活体験・生活自立・機能訓練等を行うことで、障がいのある子ども一人ひとりの状況や特性に応じた適切な指導・支援を行っています。未就学の児童についても関係機関が連携し、教育相談を実施することで適切な就学指導を行っています。子どもの発達上の課題に対して、保護者との信頼関係を築き、保護者と発達障がい児に対して、専門性を持った対応や課題解決のためのアドバイスができる関係職員を育成し、障がい児に寄り添った支援体制を確立していくことが必要です。

施策展開の方向

- ◆ 障がいのある子どもの施策を検討する中で、インクルーシブの理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、重層的な支援につながるよう、ライフステージを通じた情報の共有化を図ります。
- ◆ 小中学校では、一人ひとりの教育的支援のニーズを踏まえた個別の指導計画の作成とそれを活用した指導・支援に努めます。さらに、特別支援学校と小中学校との連携した指導・支援、通級指導設置校と対象児童生徒の在籍校との連携した指導・支援に努めます。

2. 保育・教育環境の充実

現状と課題

- 市内の保育所等において障がいや発達の違いのある児童の受け入れを促進し、地域で育てる環境づくりに努めています。障がい特性も多様化し、個別の対応が不可欠になっていることから受け入れ体制の充実を図る必要があります。
保育所等に在籍していない未就学の児童で、身体障害者手帳等の交付を受けた児童等に対する療育の一環として、保育所及び認定こども園の備えている施設機能を利用して障がい児の福祉の増進や発達支援を図るため、障がい児交流保育を実施しています。
昼間、就労等で保護者が自宅にいない家庭の児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する放課後児童クラブにおいても、障がい児の受け入れを行っています。
- 市内の保育所等において障がいや発達の違いのある児童の受け入れを促進し、特別支援の充実を図っています。
- 保健・医療・福祉の連携のもとに、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといたった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムを充実させていく必要があります。

施策展開の方向

- ◆ 障がいのある子どもやその家族に対する専門的な療育や相談について、地域の中で連携して対応できるよう、受け入れ体制の整備・充実を図ります。
- ◆ 障がい児に対して個別に配置した加配保育士等が個別指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。また、障がい児保育に対する専門的な知識の研修を実施し、保育士等の質の向上を図ります。
- ◆ 教員や保育士、指導員等の人員の充実や研修等による教育・保育内容の充実を促進するとともに、保育所等と小中学校、市関係各課、ウイングサポートセンター、西条市青少年育成センター、西条市社会福祉協議会の連携を強化して、一貫した支援に努めます。

第4章 雇用・就業の確保

1. 一般就労の促進

現状と課題

- 就労を希望する障がい者と障がい者を求人・雇用している企業とのマッチングの場として、ハローワーク等の協力を得て西条市障がい者合同就職面接会を実施しています。
- ハローワークをはじめとする関係機関と障がい者雇用に関する情報交換、連絡調整等を積極的に行うなど連携を深め、就業、安定雇用に向けた支援に加え、法定雇用率達成に向けた啓発を行っています。また、障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターエール等が主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援等が行われています。
- 市内の就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所等と連携しながら、一般就労へ向けた知識、能力を向上させる支援や、一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応し、職場へ定着できるよう、必要な支援を行っています。

施策展開の方向

- ◆ 民間企業に対して、障がい者合同就職面接会等の機会を通じて、障がい者の雇用促進にかかる啓発活動を行います。また、法定雇用率の順守、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止など、市民や事業者、関係団体などに対する啓発活動を充実します。
- ◆ 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた就労支援を行うため、県やハローワーク等と連携して、関係機関によるネットワークを構築するとともに、個別の支援計画に基づく訓練等の機会の提供を図ります。
- ◆ 就労する障がい者からの相談、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援が実施できるよう、就労移行支援事業所等と連携して障がい者の就労定着を目指します。
- ◆ 障がい特性に応じた就労支援や、多様な就労機会の確保に努めます。

2. 福祉的就労の促進

現状と課題

- 就労継続支援事業所が障害福祉サービスとして提供している福祉的就労は、働く実感や喜び等、生きがいを得る場として重要な役割を果たしており、福祉的就労における工賃の引上げに向けた取り組みが必要です。
市では、障がい者施設等からの物品調達方針を策定し、調達実績を公表しています。また、庁内において、物品購入等の際の優先的な利用に努めています。
- 市内の福祉的就労は、令和2年4月1日時点で就労移行支援事業所として4事業所、就労継続支援A型事業所として2事業所、就労継続支援B型事業所として15事業所、地域活動支援センターとして「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」があり、様々な作業訓練が行われています。
- 西条市障がい者就労支援ネットワーク会議等において、農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者の就労機会の拡大を目的として「農福連携」に取り組んでいます。

施策展開の方向

- ◆ 障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。
- ◆ 障がい者のニーズにあわせた様々な形態の就労を選択できるよう、必要な情報を提供するとともに、就労継続支援事業所等と連携し、必要な支援に努めます。また、事業所等への研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を支援します。
- ◆ 農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者の就労機会の拡大を目的とした「農福連携」の取り組みについて、必要な支援に努めます。

第5章 生活支援サービスの充実

1. 相談支援体制の充実

現状と課題

- 障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。様々な障がいに応じた幅広い相談に応じられるよう、相談支援体制を整備するとともに、相談員や事業者等の支援者に対しても育成・研修等の充実を図る必要があります。
障害福祉サービスの利用者に対しては、計画相談支援・障害児相談支援において相談支援専門員が本人の心身の状況、置かれている環境やサービスの利用希望等を勘案し、サービス等利用計画を作成しています。
ウイングサポートセンターにより、成長・発達に不安のある子どもの相談支援、教育支援、就労支援等が行われています。
- 市では、西条市社会福祉協議会と社会福祉法人あおい会に障がい者相談支援センター事業（一般相談支援事業）を委託し、随時、障がい者や家族からの相談に対応しており、不安を解決するために、身近に、いつでも気軽に相談できる体制づくりを行っています。さらに、「基幹相談支援センター」を拠点とした相談支援体制の構築を検討しています。

施策展開の方向

- ◆ 障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関が連携を一層強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めます。
- ◆ 地域で安心して生活するために、身近な相談体制づくりに努めています。また、障がい者の総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」を拠点とした相談支援体制の構築を引き続き検討します。

2. 在宅生活への支援の充実

現状と課題

- 障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、年金や手当等の経済的支援に加え、在宅生活を支える様々な福祉サービスが必要となります。また、介護を担う家族の負担の軽減も求められています。
市では、「障害者総合支援法」に基づく、「居宅介護等の福祉サービス」、「補装具費の支給」や「日常生活用具の給付」を障がい者の状況に応じて適正に提供し、支援の充実に努めています。
- 障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行うことで、障がい者の生活支援に努めています。
- 障がい者の外出支援については、市では、地域生活支援事業による移動支援事業、各種タクシー利用助成券の交付事業等を実施し、在宅生活を支援しています。

施策展開の方向

- ◆ 「障害者総合支援法」に基づく、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護）の給付や補装具費の支給を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付の充実に努めます。
- ◆ 各種手当の給付事業や市独自に実施している事業については、利用者ニーズの把握と迅速かつ的確な周知・提供に努めます。
- ◆ 障がい者本人の希望により、安心して外出できるようサービス提供に努めます。

3. 日中活動への支援の充実

現状と課題

- 障がい者の福祉的就労や訓練、作業、交流等を行う日中活動の場として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等があります。このほか、地域における市民の交流の場、学習の場として、「西条市総合福祉センター」や各地域の「福祉センター」、「地域交流センター」等があり、障がい者に対する在宅介護サービスの充実と地域福祉の推進を図る拠点施設として機能しています。また、地域活動支援センター（「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」）においては、障がい者の社会参加と創作活動、交流及び訓練の場の確保に努めています。
- 重症心身障がい児（者）の日中活動の場について、社会福祉法人同心会が重症心身障がい児（者）を対象とした多機能型重症心身障がい児（者）施設「ピッコロ」を令和3年4月に開設する予定です。
- 障害福祉サービスを利用している人が65歳になった以降も使い慣れた事業所においてサービスを利用できるように、関係各課と連携を図りながら、地域の障害福祉サービス事業所の共生型サービスの体制整備を図っていく必要があります。

施策展開の方向

- ◆ 障がい者の状況や要望の的確な把握に努め、意向に沿えるよう、通所型サービスの充実に努めます。
- ◆ 日中活動の場の確保に努めるほか、重症心身障がい児（者）の日中活動の場については、県や関係機関と連携・協力して取り組みます。
- ◆ 「共生型サービス」については、現在介護保険や障害福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図りながら、介護保険及び障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

4. 居住の場への支援の充実

現状と課題

- 障がい者の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減や親亡き後の生活の不安を解消するための住まいの場の確保等に向けて取り組んでおり、早い段階での、障害者支援施設やグループホームへの入所に向けた情報提供を実施しています。
- 障がい者の地域生活を促進するため、精神障がい者も対象とするグループホームの整備・充実に向けて社会福祉法人や NPO 等へ情報提供を行い、施設整備を推進しており、令和2年度末までに、市内にグループホームが1事業所開設予定です。
- 障がい者が住居を借りる際に支障がないように、公的保証人制度創設等の検討が必要となっています。

施策展開の方向

- ◆ 利用者本人や家族のニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施を積極的に促進します。
- ◆ 障がい者の地域生活を促進するため、グループホームの整備・充実に向けて社会福祉法人や NPO 等へ情報提供を行い、設置に向けた総合的な支援を推進します。特に、精神障がい者の受け入れ可能な施設の開設を推進します。
- ◆ 在宅生活を希望する障がい者が住居を借りる際に支障がないようにするため、公的保証人制度創設等の検討を進めます。

第6章 生活環境の整備・充実

1. 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 障がい者の自立と社会参加を支援し、だれもが快適で暮らしやすい生活環境を実現するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化等、障がい者に配慮したまちづくりが重要です。
市では、公共空間の整備にあたっては、歩道等の段差解消を実施するなど、可能な限りバリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めています。また、交通量の多い区域においては、カラー舗装や誘導標識の設置等に努めています。
- 市営住宅の建替えの際には、可能な限りバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに努めています。

施策展開の方向

- ◆ 道路や公園、公共建築物等について、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、安全・安心な利用ができるよう、適切な維持管理に努めます。
また、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに際し、障がい者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。
- ◆ 市営住宅については、引き続き改修や建替えの際のバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り入れに努めます。

2. 円滑なコミュニケーションの支援

現状と課題

- 意思疎通支援事業として、聴覚、音声・言語機能等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に手話通訳者を常駐させるとともに、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。
- 「奉仕員養成研修事業」(地域生活支援事業)として、障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、点訳、朗読、要約筆記及び手話通訳奉仕員の養成講座を西条市社会福祉協議会に委託して開催しています。

施策展開の方向

- ◆ 生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮(合理的配慮)がなされるよう、広報紙やホームページ等を通じて合理的配慮について啓発を行うとともに、だれもが必要な情報を的確に得られるよう、障がいの種類や特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。
- ◆ 手話について市民の理解を深めるとともに、手話を普及し、手話通訳者の設置、派遣事業及び要約筆記者の派遣事業の充実を図ります。また、手話奉仕員の養成等により、手話を使用できる環境を整備します。

3. 生活安全対策の推進

現状と課題

- 障がい者が地域で安全に暮らしていくためには、防災体制の充実は不可欠です。災害等の緊急時に支援が必要な人に対して、速やかに避難・援助が行えるよう、日ごろから地域コミュニティ活動の連携強化を図り、防災訓練等を通して要支援者の情報把握に努め、地域の支援体制づくりの強化に取り組む必要があります。
- 大規模災害時において、通常の避難所では生活に支障があり特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者などの要配慮者が、避難生活を送ることができるよう、市内の特別養護老人ホームや障害者支援施設などを運営する17法人（社会福祉法人、医療法人、社会医療法人）と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
この協定の締結により、福祉避難所はこれまでの8施設と合わせて市内に32施設となり、災害発生後に状況に応じ開設・運営されることとなっています。
また、県と連携し災害時支援用バンダナの配布を実施しています。
- 障がい者が事故や犯罪に巻き込まれたりすることがないように、地域における日ごろの防犯体制の整備を進めることが必要です。
- 障がい者が消費者被害にあうことがないように、地域における日ごろの防犯体制の整備を進めることが必要です。

施策展開の方向

- ◆ 災害等の緊急時において、障がい者の安全を確保できるよう、障がい者に対する防災知識や災害に関する情報提供の充実、避難行動要支援者の情報の集約、避難所の整備、地域住民による見守りネットワーク化の促進等、支援体制づくりを推進します。
- ◆ 西条市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、計画を確実に実施できるよう推進します。また、避難所については、民間施設との協定等、福祉避難所の確保と災害時における業務の在り方について、今後も協議を進めます。
- ◆ 市民の自主防犯活動を支援するとともに、警察・防犯協会等の関係団体との連携を一層強化し、犯罪の少ない安全・安心なまちづくりを推進します。
- ◆ 障がい者やその家族等に対し、悪質商法等の被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための情報提供、啓発活動を行います。
- ◆ 新型コロナウイルス等の感染症対策も、障がい者の安全・安心の確保を第一に考え、障害福祉サービス提供事業等との連携のもと進めていきます。また、適切な感染防護具、消毒液等必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

1. 学習・スポーツ活動への参加の促進

現状と課題

- 障がい者の生涯学習やスポーツへの参加は、社会参加という視点だけではなく、健康増進と交流の輪を広げ生活を豊かにするうえで重要であるため、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。
また、障がい者が地域において、生涯学習やスポーツに親しむことができるようにするためには、障がい者のニーズに応じた生涯学習、スポーツに関する取り組みが必要であり、障がいの有無に関わらず、活動できる環境づくりが重要です。
- 障がい者団体が自立更生に向けた県外研修会やスポーツ講習会に参加するにあたり、積極的な支援をしています。また、福祉プールやふれあいの運動会等の開催を支援し、交流と親睦を図っています。さらに、研修機器・スポーツ用具購入に対して、積極的に支援しています。

施策展開の方向

- ◆ 地域における多様な学習機会に障がい者が気軽に参加できるよう、障がい特性に配慮した施策展開に努めます。
- ◆ 障がい者がより気軽に参加できるようなスポーツ・レクリエーション活動の開催、障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動を支援します。また、その活動を支える指導者やボランティアの育成等にも努めます。

2. 団体活動とまちづくり活動の推進

現状と課題

- 障がい者の当事者の会や家族会等の団体が複数あり、各団体の自主的な活動に対する支援を積極的に行っています。団体では様々な活動を展開している一方で、市民との交流拡大が求められています。
また、知的障がい者団体が社会参加や自立更生を目的として実施しているボランティア活動に対して、積極的な支援をしています。
- 障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページ等に掲載するなど、活動内容の周知・啓発に積極的に協力しています。
- 市で実施する各種施策・事業について、障がい者の参画を積極的に促進しています。

施策展開の方向

- ◆ 障がい者団体やボランティア団体等の諸活動に対する援助をはじめ、これらの団体の育成・支援に努めます。
- ◆ 障がい者団体やボランティア団体等が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページ等に掲載するなど、活動内容の周知・啓発に積極的に協力します。
- ◆ 市で実施する各種施策・事業について、障がい者の参画を積極的に促進します。

第8章 差別の解消、権利擁護の推進

1. 障がいを理由とする差別の解消の推進

現状と課題

- 「障害者週間（12月3日～12月9日）」には、障害者週間記念標語優秀作品表彰式典を開催し、障がいと障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行っています。
また、「障害者差別解消法」による、市役所職員の対応要領の策定、関係職員に対する研修を実施しています。
-

施策展開の方向

- ◆ 障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、国が作成する事例集を用いた周知・啓発活動を推進するとともに、多くの市民が参加する研修・講演会を行うことで、障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めます。
-

2. 権利擁護の推進

現状と課題

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、社会福祉課内に設置されている西条市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の予防及び早期発見・解決に向けた取り組みを行っています。
また、相談や通報があった際には、県等と適宜情報共有を行い、連携して対応にあたっています。
- 西条市障がい者自立支援協議会の権利擁護部会において、虐待防止や権利擁護に関する研修会等を開催し、認識の共有を図るとともに、その周知・啓発に努めています。
- 西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の促進を図ることにより、後見に至らない人にも適切なサービスを提供しています。また、利用者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図っています。
- 精神障がい者や知的障がい者の権利を擁護することを目的とした、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施しています。
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進基本計画の策定や中核機関の設置に向けて、関係各課と検討を進めています。

施策展開の方向

- ◆ 西条市障がい者自立支援協議会を中心とする虐待防止ネットワークの強化により、障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組みます。
- ◆ 障がい者虐待については、養護者や施設従事者が虐待の定義を認識していないために発生するケースや事業所の職員に対する指導・教育不足が背景とみられる通報事例があるため、虐待防止や権利擁護に関する研修会等を開催し、認識の共有を図るとともに、その周知・啓発に努めます。
- ◆ 福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、各相談支援事業所や社会福祉課内に相談窓口を設置し、県等と連携して解決に努めます。

-
- ◆ 西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の促進を図ることにより、後見に至らない人にも適切なサービスを提供します。また、利用者の増加に対応できるよう支援体制の充実を図ります。
-
- ◆ 判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者等に対し、制度の周知を図ります。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進基本計画の策定に向け、制度運用の改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。
-